

第10回共同発行市場公募地方債 I R ～共同発行債の商品性と今後の取組み～

平成24年3月8日

共同発行債 幹事団体
埼玉県 企画財政部 財政課
主幹 新井 裕之

目次

1. 平成24年度共同発行市場公募債参加団体と発行計画
2. 共同発行市場公募債の商品性
3. 販売先の特徴
4. 発行スプレッドの動向
5. 今後の取組み

1. 平成24年度共同発行市場公募債参加団体と発行計画

24年度の参加団体

- ・ 24年度の参加団体（計画）は36団体。（23年度 35団体）
- ・ 発行総額（計画）は1兆5,150億円。
（23年度 1兆5,360億円）
- ・ 毎月、1,200億円以上の発行を計画。

（参加団体）

- ・ 道府県 24団体 （市場公募債発行団体 32団体）
- ・ 政令市 12団体 （市場公募債発行団体 20団体）

北海道、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、徳島県、熊本県、大分県、鹿児島県、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

1. 平成24年度共同発行市場公募債参加団体と発行計画

発行計画

(単位：億円)

		合計	24年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年 1月	2月	3月
北海道		800	60	70	60	70	60	70	60	70	70	70	70	70
宮城県		600	100		100		100		100		100		100	
福島県		360	60	40			40	60	40	40	40	40		
茨城県		300	50	50	50	50	50		50					
埼玉県		800	80	40	40	80	40	80	80	80	40	80	80	80
千葉県		600	30	30	80	30	80	30	20	70	20	70	70	70
神奈川県		500	100					100			100	100		100
新潟県		600		60	70	50	60	50	60	40	50	60	50	50
福井県		100											50	50
長野県		600		90	90	90		90	90		60	90		
岐阜県		200				40		40		40		40		40
静岡県		600	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
愛知県		600	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
三重県		100										50	50	
京都府		700	150	50	100	100	50	50		50	50	50	50	
大阪府		800		100				100	100	100	100	100	100	100
兵庫県		800	150	150	100	100	50	50			50	50	50	50
奈良県		200										60	70	70
岡山県		100					50	50						
広島県		600	100		100		100		100		100		100	
徳島県		250							150					100
熊本県		300	50		50		50			50	50		50	
大分県		200				50	50					50	50	
鹿児島県		600		50	50		50	60		50	90	50	100	100
札幌市		300		100		100				50				50
仙台市		360	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
千葉市		300	40	60	60	50			50			40		
川崎市		240		50		50	50			50			40	
静岡市		100						40				30		30
新潟市		200					50	50	50	50				
京都市		400	40	40		40	40	40		50	50	50		50
大阪市		800		50	40	50		50	100	100	90	90	130	100
神戸市		300	50	50	30	20	20	20	20	10	10	10	10	50
広島市		300		40		40		40		60		60		60
北九州市		300			100		50			50			50	50
福岡市		240	60			60	30			60		30		
計		15,150	1,250	1,250	1,250	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,400	1,400	1,400

1. 平成24年度共同発行市場公募債参加団体と発行計画

❖ 発行計画の考え方

- ①流動性・投資機会の確保の観点から、
一定程度の平準発行を確保
- ②市場公募地方債全体の起債集中を緩和
- ③投資家需要の季節的な変動を踏まえた配分

2. 共同発行債の商品性

- ❖ 毎月一定額以上を発行する計画であり、高い流動性を確保。
- ❖ 連帯債務方式及び流動性補完措置により、極めて強固な償還確実性を実現。
→ これらの工夫により、投資商品としての魅力向上を図っています。

継続した発行	毎月1,000億円を超える発行を継続	➡	①高い流動性
連帯債務方式	地方財政法第5条の7に基づき、全ての発行団体が毎月連名で連帯債務を負う方式により発行	➡	
流動性補完措置 (ファンド)	発行団体に万一の災害等に伴う不測の事態があっても、遅滞なく元利金償還を行う為、連帯債務とは別に各団体の減債基金の一部を募集受託銀行に預け入れる形で流動性補完を目的とするファンドを設置	➡	②極めて強固な償還確実性

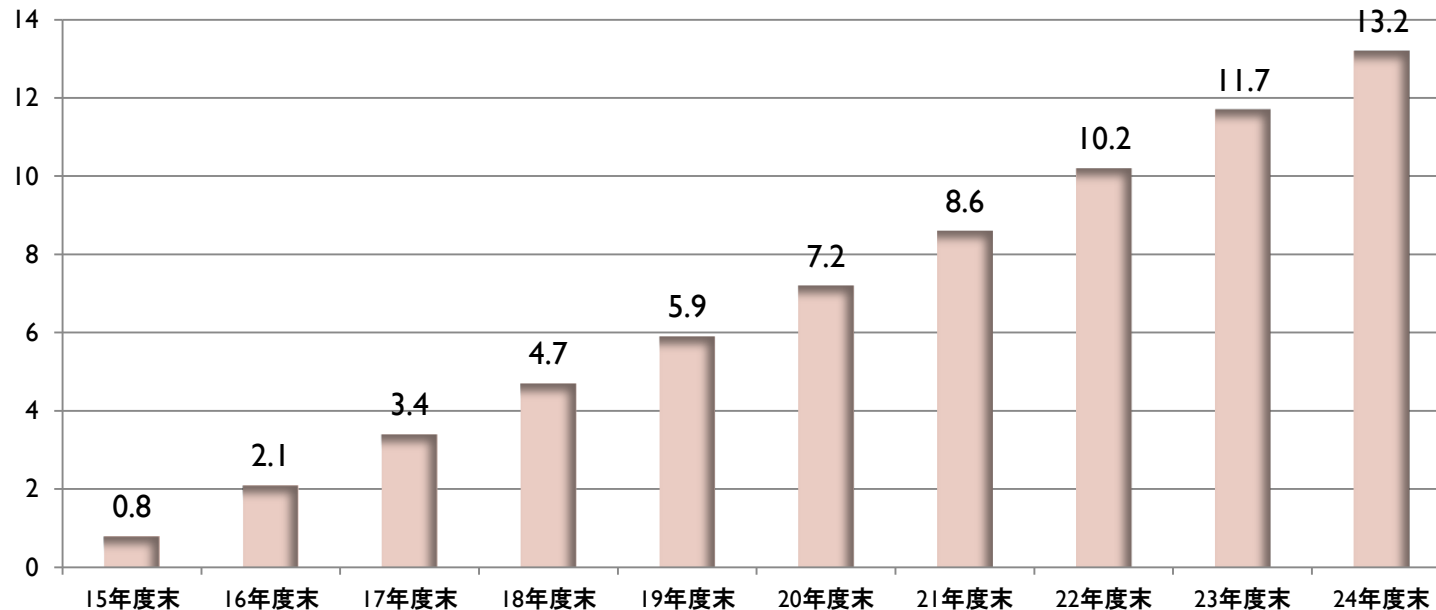
2. 共同発行債の商品性

①高い流動性の確保

- ❖ 毎月、1,000億円を超える発行を継続しており、流動性の高い商品。また、大きなロットでの投資を志向する投資家の投資ニーズにマッチ。
- ❖ 現在の発行残高で11兆円を超えるなど、地方債市場全体のベンチマーク銘柄としての地位を確立。

(兆円)

(図表)共同発行債の発行残高推移



(注)23年度末、24年度末は計画ベース

2. 共同発行債の商品性

②極めて強固な償還確実性の実現

【連帯債務方式】

- 共同発行参加団体による連帯債務方式を採ることによって、償還確実性に関して極めて強固な仕組みを実現。

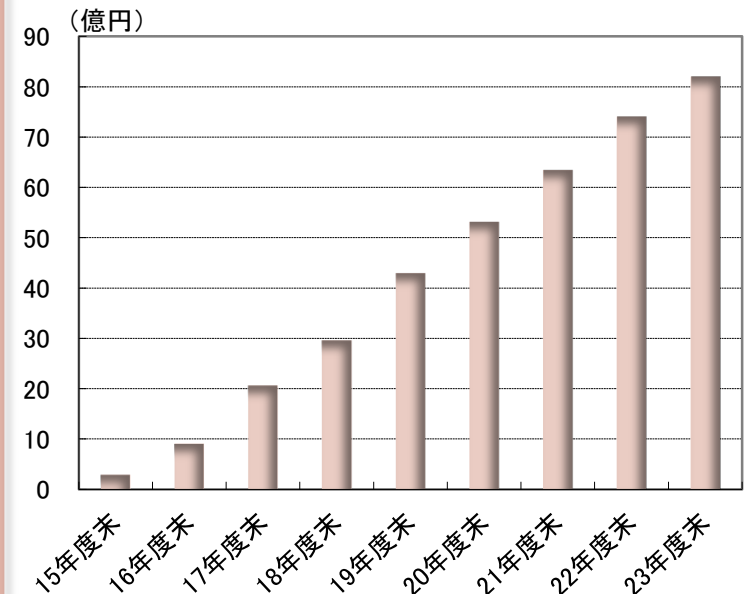
【流動性補完措置（ファンド）】

- 発行団体に万一の災害等に伴う不測の事態があっても、遅滞なく元利金償還が行えるよう、連帯債務とは別に各団体の減債基金の一部を募集受託銀行に預ける形で流動性補完を目的とするファンドを設置。

その年度において最も元利金支払の額が多い月の元利金支払額の1/10程度の額を維持するよう、各参加団体がそれぞれ所要額をファンドに毎年度積み立て。

- 当該ファンドにより、不測の事態にも期日どおり元利償還を行うことが可能（タイムリー・ペイメントの確保）。

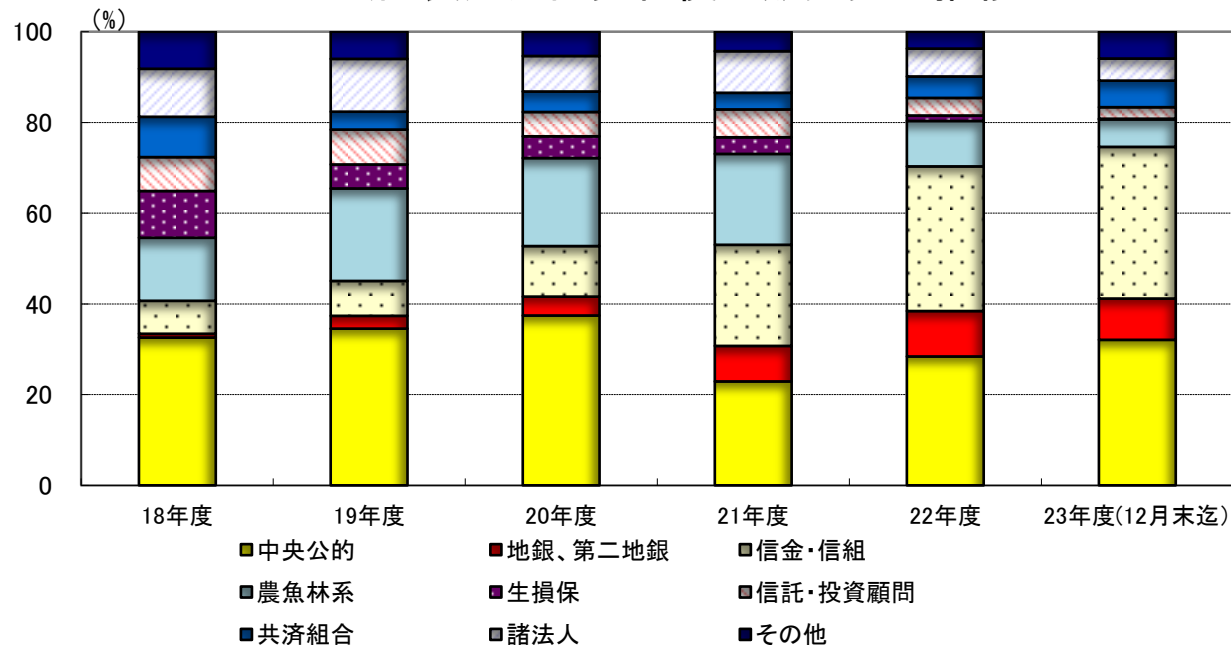
(図表) 流動性補完ファンド残高の推移



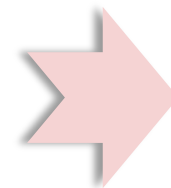
3. 販売先の特徴

- 投資家の皆様のご理解、シ団引受金融機関のご協力等により、平成23年度も安定的な消化を実現している。
- 投資家の業態別内訳をみると、平成21年度以降は地方投資家の購入が増加しており、幅広い投資家に浸透してきている。

(図表) 共同発行債の販売先の推移



(注)平成23年度は、平成23年4月～12月迄。



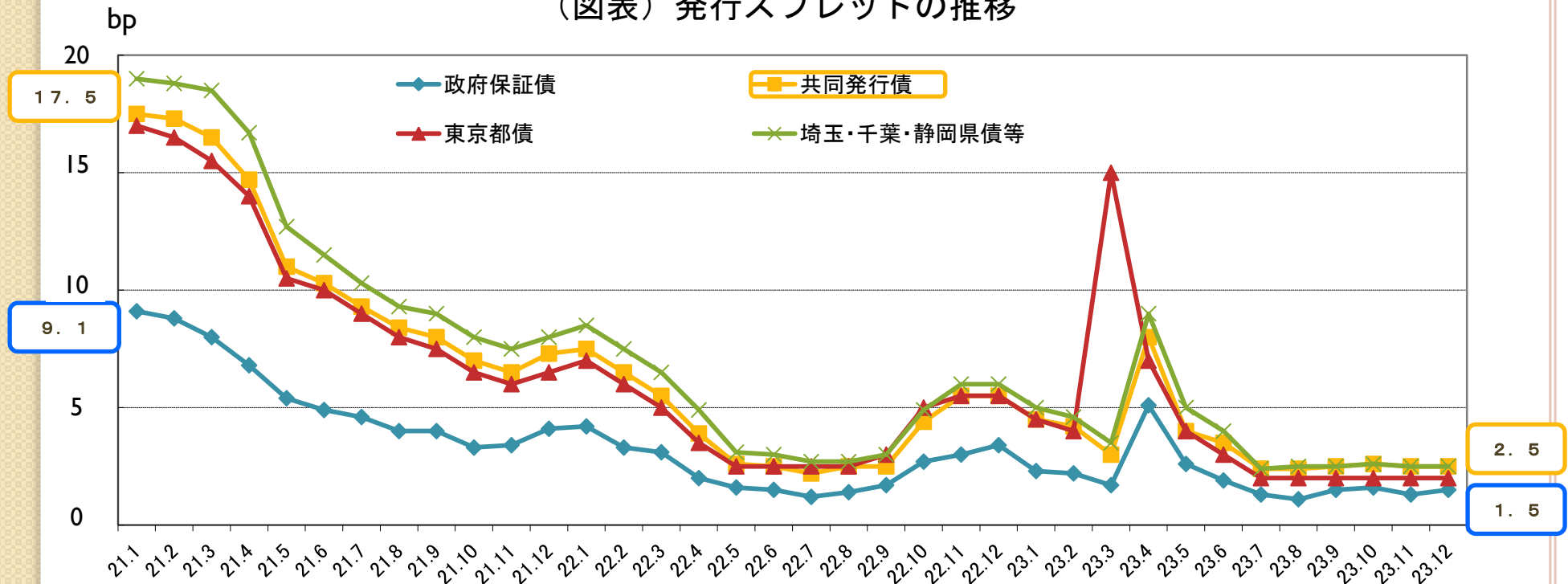
バランスの
取れた投資家層

中央：地方
= 1：1

4. 発行スプレッドの動向

- 地方投資家を中心として良好な需要に支えられ、平成23年度中を通じてスプレッドは安定的に推移。
- 市場環境・投資家動向に対応した柔軟な起債運営を実施。

(図表) 発行スプレッドの推移



5. 今後の取組み

①大規模な発行に対応するための取組み

- ❖ 投資家の拡大を目指した情報発信の継続
- ❖ 引受各社に対しても、投資家層の拡大を目指すよう要望

②ベンチマーク債としての地位の維持

- ❖ セカンダリーも含めた価格の透明性向上策の検討
 - ・HPから共同発行市場公募地方債売買気配情報の配信
- ❖ 市場関係者の声を真摯にお伺いし、商品性の向上策を検討



地方債市場全体の活性化に寄与

(ご参考) 共同債に関する情報発信

【ホームページによる情報提供】

- ◆ 共同発行団体連絡協議会 H P
<http://www.kyodohakko.jp>
- ◆ 財団法人地方債協会 H P
<http://www.chihousai.or.jp>